

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 22年 3月 24日

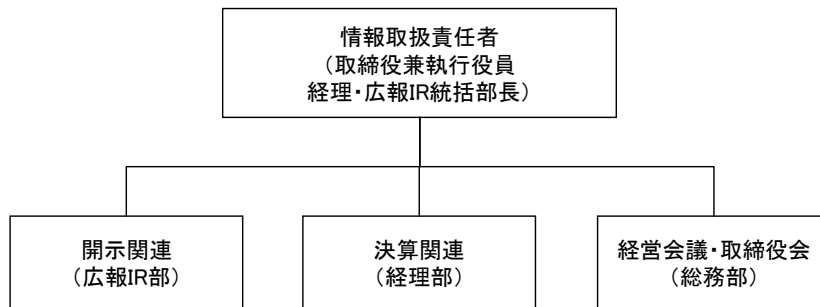
会社名 株式会社ベリサーブ
(コード番号 3724 東証第一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 情報取扱責任者および担当部署について

当社における情報取扱責任者ならびに担当部署は下記のようになっております。



2. 適時開示に関する実施プロセス等について

当社においては、取締役会等で決定した事項や各部署で把握した発生事項等のうち、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所に定める「有価証券上場規則」等により開示が要求される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報などについては、適時・適切な開示活動に努めております。

当該情報については、情報取扱責任者が一元的に集約し、把握するように努めており、適宜必要な会議等に諮り、意思決定を行なっております。

適時開示については、次のような場合があります。

① 決定事実に関する情報

重要な決定事実に関する情報については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて適宜、臨時取締役会を招集し迅速な意思決定を行ない、適時開示しております。

② 決算に関する情報

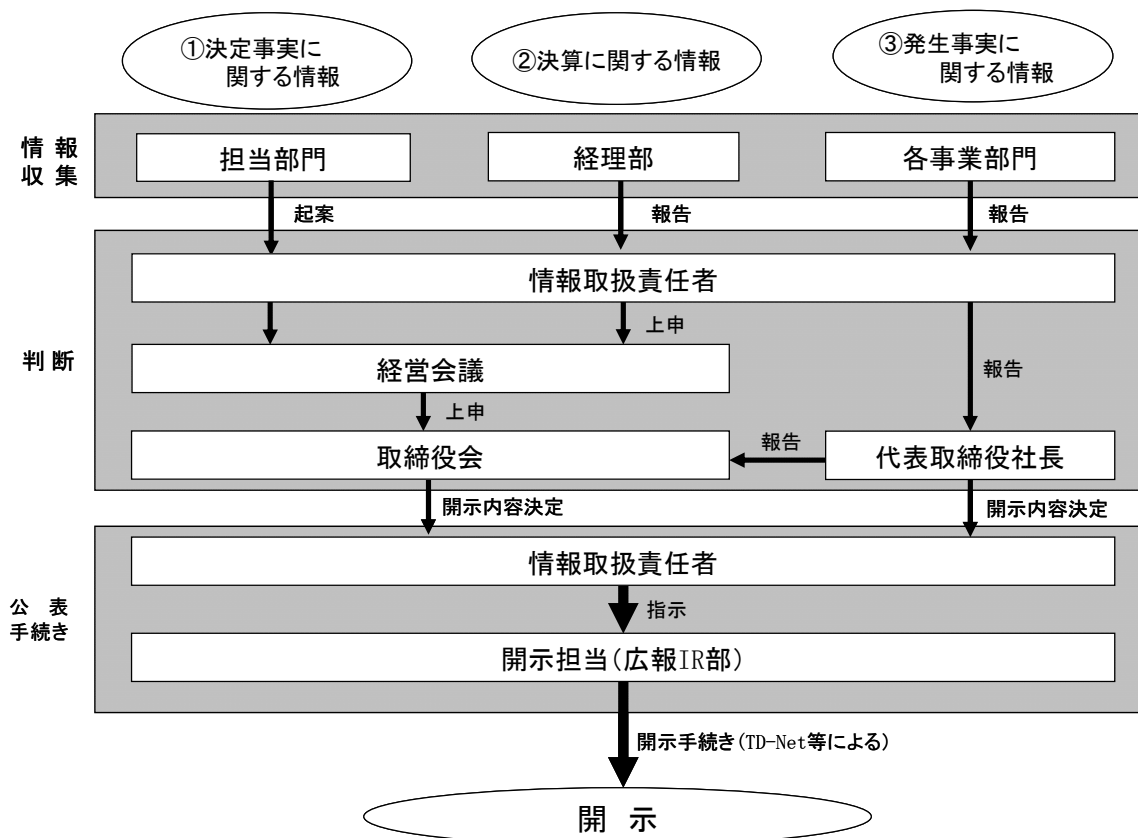
決算に関する情報については、経理部門において財務諸表の作成を行ない、適宜、会計監査人の監査を受け、取締役会で承認された後、遅滞なく決算情報の開示を実施するよう努めております。

③発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から情報取扱責任者に対して報告がなされます。その後、情報取扱責任者を中心にその事実に関して内容の検討を行ない、適時開示規則に照らし合わせ、当該事実につき適時開示が必要か否か検討を行ない、代表取締役社長に報告し、開示を行なう場合はすみやかに適切な必要な手続きを行ないます。

上記①～③に該当する情報につき、ステークホルダーに対し、「公平」「公正」かつ「正確」な情報開示を「迅速」かつ「適法」に行なう為に、当社においては、必要に応じ適宜、会計監査人、顧問弁護士ならびに当社を連結対象とする親会社及び主幹事証券会社等に助言を受ける場合があります。

上記内容①～③の適時開示実施プロセスは下記のようになります。



3. 内部情報管理体制について

上記①～③に該当する情報の取扱については、「機密情報管理規程」ならびに「内部者取引防止規程」に基づき情報管理を徹底し、情報の漏洩防止に努めております。

その具体的な機関といたしまして内部者取引防止委員会を設置し、当該委員会においては、役職員による当社、CSKグループ企業、顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的な啓発、教育を行いインサイダー取引の防止に努めております。

このほかに、全役員、従業員に対して、CSKグループ全体の法令遵守・企業倫理に関する統一基準を定めた「CSKグループ企業行動憲章」「CSKグループ役員社員行動基準」を定めており、役職員に対し、情報管理を徹底する旨を網羅し、定期的教育を実施しております。

また、上記に記載した体制については、内部統制の「全社的內部統制の状況」が有効に機能していることを内部監査などで、適宜チェックしており、当社は当該体制が有効に機能するように努めております。

以上